

## 愛川町手数料条例等の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

今回の改正は、①愛川町手数料条例、②愛川町個人情報保護条例、③愛川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、の3つの条例の一部を改正するものであります。

このうち、①については、金銭徴収に係る条項の改正であることから、自治基本条例第19条第1項第1号イ括弧書に該当し、パブリック・コメント手続の対象外です。

また、②及び③については、いずれも自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」に該当し、パブリック・コメント手続の対象となりますが、今回の改正については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、それぞれの条例で引用している法律の条文が改正されたことに伴う文言の整理であることから、自治基本条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当するため、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段の規定により実施しなかった理由を公表するものです。